

業務委託仕様書

1. 委託業務名

地方独立行政法人市立東大阪医療センター及び大阪府立中河内救急救命センター退職給付債務算定業務

2. 業務の目的

地方独立行政法人市立東大阪医療センター及び大阪府立中河内救急救命センター職員に係る退職給付債務等を算出し、令和6年度の退職給付引当金及び第3期中期計画期間の退職給付費用の算定等に活用するため、専門業者に委託するもの。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年12月10日まで

4. 委託業務の内容

地方独立行政法人市立東大阪医療センター及び大阪府立中河内救急救命センターの退職給付債務の算定を行う。

(1) 算定条件

・退職給付債務の算定は、次の条件で行うこととする。

- ① 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」等に基づき、原則法により退職給付引当金及び基準日後1年間における勤務費用等を算定する。
- ② 定年に関する基準は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター就業規則（平成28年10月1日市立東大阪医療センター規程第6号、最終改正令和5年10月2日市立東大阪医療センター規程第139号）によるものとする。なお、規程改正に伴い、医師及び歯科医師を除く職員の定年は年齢65年とする（第69条）。ただし、定年に関する経過措置は、令和5年4月1日市立東大阪医療センター規程第131号によるものとし、令和5年4月1日から施行するものとする。
- ③ 退職手当の支給基準は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員退職手当規程（平成28年10月1日市立東大阪医療センター規程第8号、最終改正令和5年4月1日市立東大阪医療センター規程第131号）によるものとする。
- ④ 算定区分は、「医師」と「その他職員」、対象職員の各個人ごとの退職給付債務、勤務費用を算出する。
- ⑤ 算定に関する諸条件は、委託者及び受託者の協議の上、決定するものとする。
- ⑥ 算定に用いるデータ等は、受託者の要求に基づき、委託者が必要と認める範囲で提供する。

算定基準日：令和6年10月1日

算定対象職員数：８７３（１０５）名

（内訳：医師１２０（１２）名、その他職員７５３（９３）名）

なお、人数は東大阪分（括弧内は中河内分）の目安であり、別財源となるため個々に見積もることとし、成果物は（２）成果物のおりとする。

・第３期中期計画期間の退職給付費用の算定は、次の条件で行うこととする。退職給付債務算定条件①～⑥と同様の取扱いとする。ただし、算定基準日は次の第３期中期計画期間各年度の４月１日とし、④区分の各々における新卒また中途の採用予定者数は次の算定対象入職員数を各算定基準日の基礎とし、各算定基準日の退職者数については退職給付債務算定時の係数など考慮し、算出するものとする。

算定基準日：令和７年４月１日

令和８年４月１日

令和９年４月１日

令和１０年４月１日

算定対象入職員数：１３２（１６）名

（内訳：医師１７（３）名、その他職員１１５（１３）名）

なお、人数は東大阪分（括弧内は中河内分）の目安であり、別財源となるため個々に見積もることとし、成果物は（２）成果物のおりとする。

（２）成果物

・退職給付債務計算結果報告書

（報告資料にはイールドカーブ作成基準日：令和６年１０月１日時点の割引率補正計算過程及び結果としての退職給付債務、勤務費用、利息費用を東大阪分、中河内分と各々算定し、退職給付債務等の補正計算（東大阪分と中河内分の合算による割引率を基準とした東大阪分と中河内分を区分）及び国債を用いたイールドカーブ（基準日：令和６年１０月１日）を報告書末尾に収録するものとする。）資料の構成は次のとおりとする。

- １．評価対象とした退職給付制度の種類
- ２．退職給付見込額の期間配分方法
- ３．評価基準日
- ４．評価基準日現在における評価結果
- ５．計算に使用したデータ
- ６．計算に使用した基礎率
- ７．留意事項など計算過程の資料

並びに別添資料における「人員分布、計算に使用した予定退職率・予定昇給指数（給料月額・調整額）」の医師分、職員分

- ・計算結果の詳細内訳（個人別明細書、差異分析表）
- ・計算結果の電子データ（エクセル等で編集が可能なデータ）
- ・第３期中期計画期間（令和７年４月１日から令和１１年３月３１日）の退職給付債務試算報告書（シミュレーション）

(報告書には、東大阪分、中河内分と区分し、計画期間の年度別一覧を収録するものとする。)

5. 支払い方法

業務完了後の一括払いとし、委託者は、適正な請求書の受理後、30 日以内に支払うものとする。

6. 留意事項

- (1) 受託者は、電話、F A X 及び電子メール等の方法により、計算結果に関する委託者からの相談、質問等に応じること。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。受託期間終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は委託者と十分協議して決定するものとする。